

第二回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會議錄第三十七号

昭和二十三年六月十一日(金曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 小暮藤三郎君 理事 千賀

理事 門司 亮君 理事 坂口 主税君

理事 酒井 俊雄君

大澤嘉平治君 坂田 道太君

中島 守利君 原田 憲君

笠原 貞造君 久保田鶴松君

松澤 兼人君 矢後 嘉藏君

中垣 國男君 小枝 一雄君

大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 吉米地義三君

出席府縣委員

總理府事務官 鈴木 俊一君

委員外の出席者

專門調査員 有松 昇君

六月十日

警察官等職務執行法案(内閣提出)(第二四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第四一七号)

大阪府及び神戸市における朝鮮人騒ぎより事件に関する現地調査報告の件

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。

本日の日程は、地方自治法の一部を改正する法律案、並びに風俗営業取締

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議錄 第三十七号 昭和二十三年六月十一日

法案であります。まず地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。なおこの法律案につきましては二箇月間審議いたしまして、あらゆる面から調査検討を加えたような次第であります。先日陳情等もありまして、できることならば本院と参議院と連合の公聴会を開くつもりでありました。が、関係方面いろいろ折衝いたしましたところ、この公聴会は事実上できませんので、参考人を四人呼びまして、昨日四人の意見を聴いたものであります。それは北海道会議長坂東秀太郎君、東京都議會議長石原永明君、神奈川縣副知事豊原道也君、自治労連副執行委員長三田朝九君、この四人を参考人として出席を願ひまして、昨日詳細な意見の陳述を拜聴したようなわけであります。かくいたしましたして、本案は二箇月間の検討の結果、質疑は全部終了いたしましたして、本日は討論に移るわけでありまして、この案は政府案と議員修正案と二つになつております。従つてただいま討論に移ります。議の御陳述をお願いいたします。

○門司委員 地方自治法の一部を改正する法律案に關係いたしまして、政府の改正に對しましてさらに附け加えて修正の意見を申し述べたいと思ひます。修正の案といひましては、

第十二條第一項中「條例」を「條例(地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収並びに地方公共の秩序の維持、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉の保持に関するものを除く。)」に改める。

第十三條第二項中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第七十四條第一項中「條例」を「條例(地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収並びに地方公共の秩序の維持、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉の保持に関するものを除く。)」に改める。

第八十六條第一項中「選挙権を有する者」を「選挙権を有する者(都道府縣公安委員会の委員については、当該都道府縣國家地方警察の管轄区域内において選挙権を有する者)」に、「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第八十八條第二項中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第九十二條第二項中「当該普通」を削る。

第九十九條第二項中「選任し、」の下に「條例に特別の定がある場合を除く外、」を加える。

第一百十條第三項に次の但書を加える。

但し、議会の議決により特に付議された事件については、開会中も、なお、これを審査することを妨げない。

第二百一十一條中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第二百二十五條中「当該市町村の公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第四百四十一條第二項中「当該普通

康及び福祉の保持に関するものを除く。)」に改める。

第十三條第二項中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第七十四條第一項中「條例」を「條例(地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収並びに地方公共の秩序の維持、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉の保持に関するものを除く。)」に改める。

第八十六條第一項中「選挙権を有する者」を「選挙権を有する者(都道府縣公安委員会の委員については、当該都道府縣國家地方警察の管轄区域内において選挙権を有する者)」に、「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第八十八條第二項中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第九十二條第二項中「当該普通」を削る。

第九十九條第二項中「選任し、」の下に「條例に特別の定がある場合を除く外、」を加える。

第一百十條第三項に次の但書を加える。

但し、議会の議決により特に付議された事件については、開会中も、なお、これを審査することを妨げない。

第二百一十一條中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第二百二十五條中「当該市町村の公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第四百四十一條第二項中「当該普通

地方公共団体の議会の議員及び地方公共団体の有給の職員」を「地方公共団体の議会の議員及び有給の職員」に改める。

第九十五條第三項に次の但書を加える。

但し、市にあつては條例で四人とすることが出来る。

第二百四十七條第一項の次に次の三項を加える。

前項の規定により普通地方公共団体の長の職務を行う者がないときは、都道府縣知事については内閣總理大臣、市町村長については都道府縣知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住する者とするものの中から臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができる。

臨時代理者は、当該普通地方公共団体の長の選挙され、就任する時まで、普通地方公共団体の長の権限に屬するすべての職務を行う。

臨時代理者により選任又は任命された当該普通地方公共団体の職員は、当該普通地方公共団体の長が選挙され、就任した時は、その職を失う。

第二百六十三條の二 普選地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全國的な公益的法人に委託することにより、他の普通

地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産又は營造物の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を關係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適當と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

前項の通知があつたときは、關係普通地方公共団体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。

第一項の相互救済事業で保險事業に該当するものについては、保險業法は、これを適用しない。

附則第一條を次のように改める。

この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

この法律施行の際現に地方公共団体の議会の議員と当該地方公共団体以外の地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは副出納長若しくは収入役若しくは副収入役その他の有給の職員を兼ねるものについては、これらの職を兼ねてゐる間に限り、地方自治法第九十二條第二項及び第四百四十一條第二項の改正規定(これらの規定を適用又は準用する規定を含む。))はこれを適用しない。

この法律施行の際現に同法第五十五條第二項及び第六十五條第十一項の規定の適用又は準用を受ける

場合によつて、そういう事態が万一生ずるのではないと思ひますので、それに対応いたしたために、都道府縣にありましては内閣府知事、市町村にありましては都道府縣知事がおのその地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、当該普通地方公共団体の区域内に居住する者の中からこれを臨時に選任する。その臨時に選任されたい者は、むろん次の新しく選ばれてまいりました市町村長の就任するまで当然その権限に属する一切の職務を行う、さらにその臨時の代理者によつて選任または任命された吏員または職員は、新しい市長ができましたとともに一切の職を失うということにしたいと思ふのであります。

それからその次の第二百六十三條の二を入れましたのは、これは從來のが國の普通地方公共団体、殊に町村であります、町村におきましては火災あるいは災害等に対しまする保険金を他の非常高率であるために負担に耐えきれないで、往々にしてそういうものをつけないで、町村があるものであります。しかるにそれらの町村に、たゞ災害が起つてまいりますと、なおその災害は大きく反映いたしました、市町村の経済を根柢から破壊するやうな憂いもないと限りませんので、これらの地方公共団体がお互いの共済機關を設けることができるというようにいたしまして、そうして普通地方公共団体、殊に町村の災害に対する補償とともに、さらに負担を軽くしたいと考へておるのであります、その條項を書き入れたのであります。

それから次に附則を次の通りに改めると申し上げますのは、これは本年五月十五日からとなつておりましたが、しかし現在の本議案の進行状態から見まして、当然八月一日でなければこれの施行は困難と考へますので、かくいたしたのでございませう。その他の規定は大体條文の整理にすぎないのでありますので、御説明申し上げるまでもないかと思ふのであります。

附け加えて申し上げておきたいと思ひますのは、附則の第四條であります、これは警察法の二十四條に書いてあります條文をそのまま地方自治法の法令に移譲いたしました、そうして地方自治法におきましては、この警察法の二十四條にありますが、この警察法がたゞ単に公安委員、いわゆる当該普通公共団体という文字を、当該という文字を削りまして、そうして普通公共団体というようにいたしまして、都道府縣も市町村も同じようにリコール制のできるように條文の整理をいたしました、ごさいですが、提案理由の説明といたしたいと思ひます。

○坂東委員長 たいだいま門司委員からの修正動議は、すでに数回前から印刷して皆さんにまわしまして、内容は皆さんの御承知の通りであります。なお一言申し上げますことは、たいだいまの修正案は政府提出の第四一號の地方自治法の改正それ自身の修正ではなくして、一般地方自治法に関する修正であります、先例によつて修正として認めることになつておりますから、念のためその点だけを御報告しておきます。

○千賀委員 たいだいまの修正案に賛成いたしますならば、私は特に重大な点をここに討論をいたしまして、これは

ぜひとも委員長から本会議において御披露をお願いしたのであります。十二條の條例の改正であります、この問題が先般來地方自治団体の職員の労働組合関係から強く取上げられております理由には、彼らが職員として勤務をいたしております際に、政府から非常に無理な注文が来る。最も短期間において、たとえば市町村民税の總計をいつまでに割付けをして徴税しろというやうな、まづたく不可能なことを言つてまいるので、当該吏員たちも政府の言つてくることに反抗する方法もないから、その期間においてとにかく形ばかりの仕事はやつてみるのであるけれども、これは割当をする者の方がすでに公平を欠いてゐるので、自分が承知しているという程度にしか措置ができていないというのであります。割当をする者がすでに自信を失つてゐる方法において課税率の按配をした以上は、この割当を受ける市町村民が、かような乱暴な注文に対して納得をするはずはない。街に行きますれば、おれの方が隣りよりも身上が悪いのに、おれの方が多くてお隣りは少い。お隣のやみ屋はふんだんにもうけてゐるのに、おれの方が家が大きいというので、まづたく中ではがらんどうで何も収入はないのに、大きな負担がかかつてくる。こういうやうな声が突に引きも切らず、その整理はまづたく人間業では不可能だと見られるやうな状態を常に呈しておつたのであります。かようなことが続きますことは、ひいては市町村吏員に対する不信任となり、地方行政機關に対する人民の仇敵的な怨恨が増大するので、これは執務いたしておつてもまづたく足が地につかない。こういうことを根本的に改めるのはど

うことを根本的に改めるのはどうしてこの十二條の改正を断行されたいのでは、われ／＼はとも將來善良なる吏員として働いていく自信もなければ、また見通しもつかないのである、かようなわけではこの修正は思ひ止まつてくれろ、こういう理由で運動を続けたのだということを述べられております。私はそれを聞きまして非常にごもつともである、その点から見ればまづたくわれ／＼はこれに難を言うべき筋合はないということをし／＼感ずるのでありますけれども、さしあたり私どもが参考人から懇談として聴きました理由を申し上げます、その点でリコール制を濫用されたのは地方自治団体の行政もやはりやつていかなければ、そういう面から種々説かれてみれば、それもごもつとも思ふのであります。よく検討いたしますと、結局これは両方の目的は相反してゐるので、政府の暴政がここに至らしたのだということがはつきり言えるのであります。この修正を取上げることも可でありますけれども、これを取上げるならば、再び財政当局が地方自治体に向つてまづたく不可能であるというやうな難題を將來言いかけないこと、課税しないこと、これが根本的な重大な問題でなければならぬのでございませう。これを拂拭されたならば、この点はリコール制を停止いたしましても、大きく地方民の既得権を侵害するといふほどのことでもないと思ふのでございませう、政府の当路者が將來に対してどういふ覚悟をもつてゐるか、この点をはつきり私は質した上でこれを賛成いたしたい。かように思つてもおるのでございませうけれども、

これは委員長から本会議において全議員並びに政府に向つて明確にこの理由を吐露していただければ、さしあたりこれは賛成してもいいとも考へてゐるのでございませう。以上の点を強く申し上げまして本案に賛成をいたします。

○坂東委員長 たいだいま千賀委員の御説はごもつともでありますから、委員長報告の際に十分にこの点は強調いたしまして、政府をしてそのことのなからしむるやうに、また委員会としてもそれに対する適當の方法を講じたいと思ひます。了承いたしました。

なお千賀委員から質疑になりました漢字制限の不便並びに漢字制限による法律用語のなまじり等の不便はごもつともでありますから、もし千賀委員が御承知ならば委員長報告には十分それを入れたらと思ひます。この問題はひとり漢字制限の問題のみならず、法律用語についても十分研究しておく必要があると思ひますから、今後この委員会もその点十分研究を加えたいと思ひます。その点附け加えておきます。

○千賀委員 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、われ／＼の修正意見を討論いたしますのについて、この際委員長にお願いをするのであります、ただちに官房長官を御招致願ひたいと思ひますが、いかがですか。

○坂東委員長 連絡しておりますが、まだ來ません。なお連絡いたします。松澤君から緊急動議があります。松澤君。

○松澤委員 実は先月の五日より神戸大阪における騒擾事件の調査を川橋豊治郎君、小暮藤三郎君及び私の三

三

人に御委託になりました、その後いろいろと調査の結果をまとめておつたわけでありすが、あまり時間も長引きませんし、もし委員長においてお答えなれば本日ここで報告をさせていた

それからも一つは、これを最初から詳細にそのいきさつをお話いたしますとたいへん長くなりますので、詳細の報告は別紙報告書を委員長の手もとに提出いたしますから、ただいまから申し述べます最後の結論的な部分、すなわち警察制度運営の問題を中心として将来改正すべき点として申し上げます分と一緒にして、速記録にお載せくださることができますれば幸だと思

います。委員長におきましては委員の各位に御相談くださいますして、御承認を得られんことを望みます。

○坂東委員長 皆さん御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり。

○坂東委員長 御異議なしと認めま

す。松沢君。

○松澤(兼)委員 それでは報告の最後

の部分、特に神戸、大阪事件の経験から見た警察制度運用に関する改革方途につきまして申し上げます。

今回の神戸、大阪事件を契機とし

て暴露せられた警察機構の不備、警

察法の要改正点等は、おおむね次の

ときものであります。すなわち

一、主管大臣の必要

二、公安委員会運営の改善と啓発

三、警察力の充実

四、警察官の定員増加

五、警察官の待遇改善と質の向上

六、警備情報の義務化

五、地方的非常事態の宣言

六、警察法の改正

これより順を追ってこれを略述することといたします。

今回神戸、大阪方面に惹起いたした騒擾事件は、これを國家的に見まして未曾有の不祥事と言ふべき問題でありまして、警察行政面における政府の責任はきわめて重大であります。しかる

に今日の警察機構は、先般の警察制度

改革により、個々の自治体警察及び弱

小の國家地方警察に分散されたため、

警察運営の部分的、地方的責任者は

あるが、國家としての治安維持の責任

は、はたしてそれがこれを負ふのか、

すこぶる明瞭を欠いておられます。戦後

の國內事情に照らし、今後かかる事

例がいろいろ原因、種々の様相によ

つて惹起するなを保持したいのであ

ります。速やかに主管の國務大臣を定

め、過去の経験を生かして、將來の対

策樹立に万全を期し、國民に対して、

警察行政面における責任の所在を明ら

かにすべきであります。

もとより警察國家の復活は嚴に戒め

なければならぬが、一般的治安の確保

の面より見て、また將來各種の取締法

案の立案、企画等についても、現行制

度はその責任をとるべき責任者を欠い

ているため、その中心となるべき國務

大臣を設けることは必要であると信ず

る。

二、公安委員会運営の改善と啓発。

公安委員の人事に關しては、警察

法上種々な制限が加えられ、端的に言

えば純然たる素人を任命することをも

つて理想としております。なるほどこ

れによつて、ややもすれば旧弊に墮

し、化石しやすい警察の行政に、一種

の斬新味を加え、時代に即したいわゆ

る民主警察出現の期待はかけられるの

であります。何といつても純然たる

素人は、公務員生活に慣れていませ

んから、自分の職責を十分に自覚し、積

極的に自分の仕事を打ちこんでやろう

という氣魄に乏しく、はなはだしきに

至つては、自分は素人であるから、警

察のことなど進んで考えたことがない

などと吹聴し、これをもつて誇りとし

て、進んで勉強しようとしないうるさ

であるのであります。そのため任命後

でに相当日数を経たにもかかわらず、

警察行政に対する研究を欠き、責任観

念の薄い者が多いのであります。ゆえ

に非常事態等の場合に処して、適宜な

活動をなし得ない者の多いことは、む

しろ當然の帰結と言はざるを得ないの

であります。

ついでには、公安委員会はその職責の

重大性を理解し、警察行政を從來の職

業的警察官吏に全面的に委ねることな

く、常勤制を採用して、速やかにその

責任觀念を喚起し、積極的に職務に盡

瘁せしめるよう何らかの方法を講じな

ければならぬ。それと同時に、随時地

方または中央で、公安委員の研究會ま

たは懇談會を催す等の方法をもつて、

お互いに切磋琢磨の機会をたび／＼つ

くり／＼してこれには國會からも関係

員が出席して、研究協力に任に當るよ

うな仕組をつくるのも一案あらうと考

へるのであります。

三、警察力の充実。

警察がもつと充実していたならば、

あるいは神戸、大阪の事件もあのよう

には重大化しなかつたであらうと考

えられます。警察の充実問題としては、

当然警察官吏の定員増加、(一)警察官

吏の裝備の充実、(二)警察官吏の待遇改

善と質的向上が考えられます。

(一)警察官吏の定員増加。

一般的に見て、現在の定員が國內治

安維持に十分であるが、今回の事件

を通じて見ると、神戸市自治体警察に

おいては、警察吏員の一人の受持人口

は二百人であるのに、大阪市自治体警

察においては警察吏員一人当り受持人

口は百五十人でありまして、その結果、

地域の近接している同じ六大都市であ

りながら、神戸市警察の定員は、大阪

市警察の定員に比し著しく少くなつて

おります。人口によつて警察官の定員

が異なることは当然であります。こ

れは警察吏員配置表の区分基準を大阪

市と神戸市との間に若干の差をつけて

おるところからくる不合理に起因する

ものであります。速やかにこれを

是正して、神戸市その他重要都市にお

ける警察吏員の定員を、治安維持に必

要な程度に引上げるべきであると考え

ます。またこれを國家地方警察の面か

ら觀察すると、自治体警察が國家地方

警察の府縣本部に應援の派遣を申請し

ても、現在の縣本部の寡少な人員をも

削ぐべくもありません。すなわち國家

警察としては、手もとに十分の予備隊

をおいていないから、いざい附近の

村落に散在している國家地方警察官を

かり集めて間に合はせるほかはないの

であります。しかしこのことは、ただ

にその招集に非常な手数と時間とを要

するのみならず、せつ／＼集めてみて

も、平素から團體訓練を積んでおらな

いから、いざというときの役に立たな

い憾みがあるのであります。一部の急

性進分子の中には今回の神戸、大阪事

件に際して、日本の警察力ははなはだ

弱小であるから、今後ははなはだ與し

やすいという自信を得たもののやうで

あります。かくては警察の威信を維

持する上において、遺憾であるばかり

でなく、將來の治安維持の上から見

て、憂慮にたえないものがあるのであ

ります。

そこで國家地方警察本部は、常時適

当人数の予備訓練部隊を手もとにもつ

ており、一朝有事の際に処するため、

十分な團體訓練を施しておなければな

りません。なおさらに各縣本部ごと

に、平坑約五百人の常備機動部隊を置

くとすれば、設置の必要ある縣の数を

四十二とし、それに北海道には五百人

ずつ四箇所にこれを置くとして、きわ

めて大體の計算であります。全國で

約二万四千人を必要とすべく、これに

予備員約一千名を加えて、この際大よ

そ二万五千人の増員承認方をその筋に

懇請すべきであります。

二、警察官吏の裝備の充実

現在警察官吏の携帶してゐる武器

は、拳銃のみでありまして、その携帶

率は、警察官吏六人につき一挺の割合

であります。これではとうてい完全な

警備をするわけにいきなり、速や

かに全員にこれを携帶せしむるやうい

たしたい。次にせつ／＼武器を携帶す

るに至つても、これを濫用したり使用

が拙劣であつたり、はなはだしきに

いてはその武器を減殺したりしては、

大いにその効果を減殺するのみなら

ず、かえつて危険であります。武器

器携帶にあつては、特に精神訓練

と、射撃練習とが必要であります。こ

の点は各警察ともはなはだ遺憾な点

が多いのであります。また取締りの対象

がだん／＼発達して、個人対象から集團対象へと移行しつつある今日、警察用の武装としては、拳銃のみをもつては不足でありまして、機関銃、装甲車を必要とするともあらうと思われま

○坂東委員長 それでは今の松沢君の御報告は後回しにしまして、ただちに討論に移ります。千賀委員。

○千賀委員 地方自治法の一部を改正する法律案の附則第二條につきまして、官房長官の御説明を得た上で御賛成しなければならぬ問題がございます。それは昭和十三年というのでございます。それから、戦争が始まるとすぐそのときからこのかた、地方市町村の間で分合防止が行われてきたのでござい

不公平が起つてきたり、あるいは政治上、事によれば人道上の問題として見なければならぬような問題も起つてくるので、相当これは深刻な問題でございまして、かような場合があつたと仮定しますれば、おそろく離れてい

うにきめますれば、これをその縣の議會がもう一遍審査します。この縣議會がその地方の狀態及び住民の希望、一般の利害というものを、とらわれない観点からこれを審査いたしまして、縣の議會で過半数できめれば、初めてそこでこの分村の決定が行われる、こういうことになつております。

○千賀委員 そこで縣會が分村は適當にあらずといふことをきめた際には、どういふふうになりますか。

○吉米地國務大臣 その場合には、その町村の一般投票で定められた決議はやはり成り立たない。法律施行後二箇年間これが行われるのでありまして、二箇年後になればさういふことさえも行われぬのであります。

○千賀委員 私第一回の質問で、少し言葉が間違つたところがありました。が、小さい所にはもちろん議會がないのであります。これは一般投票で、人民投票であるはずであります。この点は私の間違ひでございまして、今度

は合併をしておつた村の議會が、分村は適當だといふ決議をすれば、もちろんそれはわかれていく所の人民投票と相まつて、一層効力は明確になると思

○千賀委員 ただいまの官房長官の御答弁で、大體了承をいたしました。この問題は少くも官房長官によく御認識を得たのであります。これは全國の非常に大きな問題になつて、このために村がぶれるか、あるいはせつかくつくつた都市がまた解散をされるか、千波万波を呼んでおる問題であり

○千賀委員 これは附則第二條だけでございます。ちよいどいいところでございまして、私はほかの問題でこれについて主張しておるところを、所管大臣に申し上げます。この法律の中で使つてあります用語が、方々かなで妙な解釈が出てきておるのでござ

○吉米地國務大臣 ただいまの御質問は至極ごつともだと思ひます。戦時中に合併しました町村におきましては、自然に適當なものあれば不自然な合併もあつたように思ひます。戦時

○千賀委員 私第一回の質問で、少し言葉が間違つたところがありました。が、小さい所にはもちろん議會がないのであります。これは一般投票で、人民投票であるはずであります。この点は私の間違ひでございまして、今度

○千賀委員 ただいまの官房長官の御答弁で、大體了承をいたしました。この問題は少くも官房長官によく御認識を得たのであります。これは全國の非常に大きな問題になつて、このために村がぶれるか、あるいはせつかくつくつた都市がまた解散をされるか、千波万波を呼んでおる問題であり

○千賀委員 これは附則第二條だけでございます。ちよいどいいところでございまして、私はほかの問題でこれについて主張しておるところを、所管大臣に申し上げます。この法律の中で使つてあります用語が、方々かなで妙な解釈が出てきておるのでござ

○吉米地國務大臣 ただいまの御質問は至極ごつともだと思ひます。戦時中に合併しました町村におきましては、自然に適當なものあれば不自然な合併もあつたように思ひます。戦時

○千賀委員 私第一回の質問で、少し言葉が間違つたところがありました。が、小さい所にはもちろん議會がないのであります。これは一般投票で、人民投票であるはずであります。この点は私の間違ひでございまして、今度

○千賀委員 ただいまの官房長官の御答弁で、大體了承をいたしました。この問題は少くも官房長官によく御認識を得たのであります。これは全國の非常に大きな問題になつて、このために村がぶれるか、あるいはせつかくつくつた都市がまた解散をされるか、千波万波を呼んでおる問題であり

○千賀委員 これは附則第二條だけでございます。ちよいどいいところでございまして、私はほかの問題でこれについて主張しておるところを、所管大臣に申し上げます。この法律の中で使つてあります用語が、方々かなで妙な解釈が出てきておるのでござ

○吉米地國務大臣 ただいまの御質問は至極ごつともだと思ひます。戦時中に合併しました町村におきましては、自然に適當なものあれば不自然な合併もあつたように思ひます。戦時

○千賀委員 私第一回の質問で、少し言葉が間違つたところがありました。が、小さい所にはもちろん議會がないのであります。これは一般投票で、人民投票であるはずであります。この点は私の間違ひでございまして、今度

○千賀委員 ただいまの官房長官の御答弁で、大體了承をいたしました。この問題は少くも官房長官によく御認識を得たのであります。これは全國の非常に大きな問題になつて、このために村がぶれるか、あるいはせつかくつくつた都市がまた解散をされるか、千波万波を呼んでおる問題であり

○千賀委員 これは附則第二條だけでございます。ちよいどいいところでございまして、私はほかの問題でこれについて主張しておるところを、所管大臣に申し上げます。この法律の中で使つてあります用語が、方々かなで妙な解釈が出てきておるのでござ

ら、この際この三字だけを訂正いたしました。でも、これだけで日本の法律の用語にかかわるものが全部これで直るといふわけではございませんので、一まず私はこれを認めますが、しかしこれは同僚議員諸君とともに、この際政府に大いに警告をいたしまして、法律に使う文字だけはせめて意義の透徹した

なめ、以來、米國初め多くの國で、警察官吏の勞働運動を禁止してあります。ゆゑに警察官吏は、他の勤勞階級におけるごとく、その團結權または同盟罷業權を盾にとつて、自己の待遇改善を要求することができません。それだけ、爲政者としては、警察官の待遇改善には、細心の考慮を拂わなければ

せられておるのであります。そこで、自治体警察相互の間、自治体警察と國家地方警察との間、國家地方警察相互の間において、互に新鮮な情報を交換し合ひ、事件の發生を未然に防止し得る途を講じたいものであります。それには上述のごとく、現在警察法の規定中、自治体警察から國家地方警察に対し

五、地方的非常事態の宣言
警察法第六十二條の規定によれば、全國のみならず一部の区域について、非常事態の布告を発するには、内閣總理大臣がこれを行わなければならぬ。

許され、必ずしも常勤を建前としておらぬから、非常の場合急に集まるということは困難である。そこで時期を失しないために、援助の要求をなし得る者は、公安委員のほか警察長をもこれに加え、もつて突情に即した措置をなし得るよう第五十五條を改正すること。

二、國家地方警察よりの要求または自治体警察相互間の要求。

警察法第五十五條の規定による援助の要求、職權の行使は、ただ自治体警察から國家地方警察に対してのみなし得るのみであります。この逆の場合、すなわち國家地方警察から自治体警察へ援助を要求する場合、あるいは、一つの自治体警察から他の自治体警察へ援助を要求する場合、職權行使の規定がないから、これらの場合には警察官吏としての職權行使ができるのか否か、疑問である。しかるに實際問題としては、警視廳や大阪府警察局長のごとく、歴大な自治体警察をもつているものに對しては、むしろ周辺にある弱小な國家警察から自治警察の方へ援助を求める場合が多からうし、神戸市とか大阪市とかいうふうに、自治体警察が近接しているような場合には、兩者の間に援助を要求し合う場合も少なからずあることが察知せられる。そこでこれらの場合援助に派遣せられた警察官吏がその派遣せられた区域内でも職權を行使し得るよう、第五十五條の規定を改正すること。以上をもつて、全体の報告の一部でありますが、報告を終ります。

○坂東委員長 最初お語りして決定しました通り、今松沢君の御報告の残部のものはそれは他日原稿を速記に載せることにいたします。

残余の日程は延期いたしましたして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時四十四分散会

〔參 照〕

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により附録に掲載）

神戸大阪騒擾事件調査報告書

第一 神戸事件について

一、問題の根本原因

昭和二十三年一月二十四日附官字五号文部省通牒に基き、兵庫縣教育部では、在日朝鮮人は日本の法規に従うべきこと、従つて教育に關しては学校教育法に従つて朝鮮人学齡兒童は監督官廳の認可を受けた私立学校に入学する以外は、日本の公立小学校、中学校に入れないなければならないことを指示した。この通牒の写しを添えて在日朝鮮人連盟兵庫縣本部並びに朝鮮建國促進青年同盟兵庫縣本部に三月十一日附教育部長名で通牒した。

なお三月五日附兵庫軍政部ハットン少佐から文書で縣教育部に對し、神戸市内の朝鮮人学校は四月の新学期初めまでに公立学校から立退かせることの指示があつたので、上記の文書に添えて通知した。

四月七日兵庫軍政司令官レーコッブ中佐より、兵庫縣知事宛に神戸市内の朝鮮人学校を四月十日までに全部立退かせるよう通告され、さらに八日文書にてこの旨勧告されたので、同日附四月十日までに立退きを實行するよう、知事名通告書を朝連、建青、当該学校長その他関係方面に係員をもつて手交した。

四月九日縣知事、神戸市長、裁判所長、檢事正、神戸警察局長及び兵庫軍政部と協議連絡の上、学校教育

法第十三條により学校閉鎖を命ずることに決定し翌十日附係員を派遣して閉鎖指令書を市内朝連、建青及び二宮、神樂、稗田の各朝鮮人学校長に手交傳達させ、同時に各学校入口に学校閉鎖命令の公告を掲示させた。

二、朝鮮人側の反対

学校閉鎖指令を発すると、朝鮮人側は反対の態度を明らかにし、四月十二日午後父兄代表は吉川副知事に面会を求め、閉鎖令の撤回、立退き猶予を交渉、吉川副知事が不可能な旨を回答し、擧問答を続けていたが、翌十三日父兄大会に校舎を使用する旨の了解を得て、同日は午後十時半退去した。（なお神樂校の中にあつた建國小学校は建青経営にかかるとなつたが、朝連の行動と離れて来た）四月十三日朝連系三校では父兄大会を開き、反対氣勢をあげ二宮及び稗田の学校は一部授業を実施し、十四日も父兄代表が參集、終夜居すわつた。

四月十四日午後一時父兄代表約五十名は知事に面会を求め、堀教育部長と副知事室にて会見したが満足せず、知事面会幹旋方を強要、副知事室に約四十名居すわり、学校課長及び同課員一名を離さず、遂に徹夜押問答を繰返した。

三、警察側の処置

警察は最初の問教育問題に關與することを避け、行政措置による解決に委ねて居たが、閉鎖執行に伴う不法行為を警戒し、四月十二日午後一時建青代表二名及び同日午後三時半朝連代表八名を招致し、保安部長が面談警察の取締りを要する行動を惹

起せざるよう警告した。

2、四月十五日檢事前後の処置

四月十五日朝、前夜より徹夜した朝鮮人のほか、さらに続々集合し、約七十名は知事に面会を要求したが拒絶された。午後一時三十分頃学務課吉岡主事から「知事の名において通告いたします、知事は会見されませんから、即時縣廳から立ち退いてください」と認めた勧告文を朗読したが退去の氣配を見せず、再び午後四時五十分頃松長主事から知事署名の正式退去要求書を三回朗読したが、これに應じなかつた。午後五時二十分ごろ生田署木村警部指揮の四十名及び警察局長を引率して、副知事室に到り、居すわりの朝鮮人に対し、さらに退去しなければ檢挙するから退去せよと勧告したが應じなかつたため、即時七十名を檢挙して生田署へ三十六名兵庫署へ三十四名を留置した。同夜より生田署、兵庫署へ被疑者に面会を求め、釈放を要求し、對峙して徹夜した。この形勢は翌日も続き不穩であつた。

3、四月十七日 生田署留置者三十六名の内二名宅下け、兵庫署三十四名中三名宅下け、十八日兵庫署三十一名送廳、十九日生田署三十四名送廳。

四、四月二十四日事件

1、四月二十日頃朝連において教育対策委員会を設け、教育不當彈圧反對を呼び一部共產黨の連絡もあり、運動は漸次活発となつて来た。知事に対する面会の強要、被疑者の釈放要求、署名運動を展開し、校舎の明渡しも実行されなかつた。

2、二十一日縣市当局、警察側、裁

判所長、檢事正等集合、校舎明渡しに關し協議し、責任者たる神戸市長が二十三日午後四時に校舎明渡しの仮処分をなすことを決定した。二十四日午後四時稗田、二宮、神樂の三校に仮処分を執行したが、神樂校では約千名の朝鮮人が集合して、妨害して執行を不能に終らしめ、二宮、稗田両校は終了した。

3、四月二十四日午前九時三十分より前日実施した仮処分の結末と二十六日行われると噂されている三万人のデモ對策に關し首腦部が集合して協議した。

出席者

知事、副知事、堀教育部長、中田視學官、田中渉外事務局長、市長、關助役、檢事正、次席檢事、古山市警察局長、小山保安部長、井手縣警察局長、三宅警備部長その他係官。

午前十時十分頃日本共產黨兵庫地方委員神戸市會議員堀川一知が数名を同伴して知事控室に於て知事に面会、教育問題に關し幹旋方申入れをなしたが、知事は会議中であるので拒絶して、その後、朝連西神戸支部委員長金台三が来て、同じく面会を求めたが拒絶された。金は直ちに廳内の公衆電話にて朝連縣本部東西各支部に内容不明の電話をした（取調の結果朝鮮人の招集。十一時頃には縣廳の周囲にはトラック等により集合し、未だ無警戒状態にあつた縣廳玄関より知事室前廊下、控室に集まりその数三百名となつた。知事室内部より電話にて連絡あつたため、外部より警官を派遣したが、知事室

に入る能わず、幸うじて玄関を守つたが、内部にあつた約三百名は知事室に侵入し、電話機を破壊し、外部との連絡を断ち交歩員数十名は知事を取り囲み、知事を強要し、

一、先の学校閉鎖命令を撤回する。

二、朝鮮特殊学校認可については後日双方より代表者を出して協議する。

との誓書を書かした。

石丸検事正に対しては、十五日檢察に際して送達されている者の即時釈放を強要し、なお本日事件については処罰しないとの要求を容れしめた。

なほ市長に対しては学校明渡し仮執行処分取下げの署名をなさしめた。

外部警察では、中途退席した田辺次席検事(十五日事件の被疑者釈放の指揮をするため)等の言葉より、事態ようやく不穏なることを知り、一時四十分頃約五百名の警官を動員したが、外部における摩擦は極力避けるよう連絡あつたので、正面から衝突することを避ける方針をとつてい

た。軍政部としては日本側に任せる方針であつたが、検査するとすれば軍側の援助も必要であつたので、軍政部司令官に依頼したところ、近畿軍政部長の来神をまつて指揮すべき旨の回答あり、検査を見合わせた。軍政部次長の意見も、軍はこの事件に介入しないこととなり、日本側だけで検査しようとしたところ、一切は知事室において解決し、紛争を避けるべき旨連絡あり、検査を見合わせた。

た。知事その他との会見を終つた数百名の警察官の朝鮮人は廳舎前の数千名の群衆と合流し、あるいは演説し、あるいは革命歌を歌ひ、今日の勝利を祝つて午後六時過ぎ退散して、ようやく静謐に歸した。

五、非常事態の宣言

これまで、不介入の態度をとつていた軍は、事態の重大性を考え、同夜午後十一時三十分より、日本側、知事、市長、市警察局長、國家警察長、保安部長、検事正、次席検事、市内各署長、甲南、芦屋、西宮各署長を招集し、軍側、シムミット中佐、レーコップ中佐、クロツブ大尉、ハットン少佐、ジョンソン大尉出席の下に協議の結果、

「四月二十五日午前三時神戸ベース管内に非常事態を宣言する、神戸市警察官は憲兵司令官の指揮下に於て、不法事件の容疑者を一斉検査せよ」

との命令と発した。日本側警察はこれによつて直ちに署員を非常招集して、午前六時三十分、警務課内に神戸市警備本部を開設し、警備部隊を編成した。検査はリストとより各署検査隊、刑事部検査隊をして当らしめ、集團的のものへの援助により逮捕した。

M・P本部及び各署において検査した数は、

四月二十五日
六時 百五十八名(朝鮮人)
十時 三百二十名(朝鮮人)
十四時 三百九十二名(朝鮮人)
二十時 六百四十名(朝鮮人)
四月二十六日
二時 七百六十四名(朝鮮人)

六時 七百七十二名(朝鮮人)
十時 八百二十二名(朝鮮人)
(他に共產黨員 八名)
二十七日 午後七時より自宅待機休養
二十八日 午前八時神戸ベース憲兵司令官より

一、日本側警察は本年四月二十四日土曜日に発生せる不法デモ行為に關連せし者はその國籍のいかんを問はず逮捕拘束せよ、このデモは縣廳の建物内外並びに知事室周囲に発生せしものをいう。

二、そのデモの企みをせし者もしくはそれに出席しておりし者は、すべて日本警察において逮捕せよ。

三、日本警察はこの不法デモを他人に煽動激励或は強制した者を逮捕せよ。

四、日本警察は知事室に侵入し、知事、市長、警察局長並に知事室に居りし幹部職員を拘束せし者、並に知事室内外に於て知事或はその幹部に手を加へ若くは肉体的暴力に訴へし者は凡て逮捕せよ。

五、上記の者を逮捕し同時に日本警察は各人につき充分なる調査をなし、調査と共にその動機を軍事裁判のため神戸司令官へ提出すべし、各人の調査報告書完了次第憲兵司令官宛提出すべし。

六、日本警察は朝鮮人により不法に入手せし検査正の積放命令により釈放せられし朝鮮人犯人を逮捕し得るだけでもとの同じ牢に戻すべし。

七、デモの現場におりし、もしくはこれに参加せしすべての者を逮捕し、この参加に關する事項につき

日本裁判に付すべし、なお日本の憲法上の当局に対するすべての不法デモに参加せし者を含む。

八、日本警察は憲兵司令官に対し審問に十分なる人員を派遣し憲兵司令官により抑留されている朝鮮人並びに他の國人の調査をなすべし、しかして上記の一、二、三、四、五節に記載の命令に完全に従ひ、調査を憲兵司令官に送付すべし。

九、日本警察は場所、時、種類のいかんを問はず、十人以上の朝鮮人よりなる集會を許すべからず(朝鮮建國促進青年同盟は除く)

一〇、日本警察は個人的あるいは公衆の福祉に必要な通常日々の商行為の経路に従う者以外は、神戸地域に近き各地に検問所を設け神戸都市への朝鮮人の入市を防ぐべし(朝鮮建國促進青年同盟は除く)

一一、日本警察は神戸市へはいる日本鐵道組織を検査し、十人以上の朝鮮人の大集團出入を許すべからず

一二、日本警察は神戸基地司令官より追つて指示のあるまで、朝鮮人連盟により建物あるいは地域が使用されるを防ぐべし

一三、日本政府は本年四月二十四日土曜日知事室において知事が署名を強制されし書類を回収し、憲兵司令官に送るべし

一四、上記命令は神戸基地憲兵司令官經由神戸基地司令官より発せられしものにして、即時効力を発生し神戸基地司令官より取消あるまで有効なるものなり、責任ある全

官廳機關はこれら命令が最大有効に実施されんことを保証すべし。
憲兵司令官歩兵中佐
ジョン・ビー・シムミット
なおその後の検査状況は左の通りである、

四月二十六日午後十一時一二一八名(日本共產黨八名を含む)
二十七日正午一二五五名(日本共產黨八名を含む)
二十七日午後六時一三五五名(日共二名)

二十八日午後六時一五七二名(日共六七名)
二十九日午前十一時一五八七名(日共六七名)
二十九日午後四時一五九〇名(日共七四名を含む)

六、本事件に対する日本共產黨の關係神戸事件と日本共產黨の關係は、今後の裁判によつて判断されるが、左の如きものは挙げられる

一、日本共產黨員神戸市會議員堀川一知が事件直前知事に面會を求めて来たこと、同日夕刻群衆が神樂校に引上げた後同校において勝利を祝ひ、挨拶したこと

二、兵庫地方委員会ではこの事件に關心をもち、事件の解決に斡旋していたこと

三、縣廳外の群衆に対し黨員砂田公四郎が中心となり約二十名が党旗を掲げて激勵していた
四、日本共產黨名のビラがあり、学校問題に關し徹底的援助をする旨が記せられていたこと
五、朝鮮人連盟の指導者は共產主義的傾向をもつていたこと
第二 大阪事件の概況

一、事件の原因

大阪事件の原因は上述した神戸事件と同様の教育上の原因によつて起つてゐる、即ち、文部省の通牒に基づく学校の閉鎖命令に対する反対である。神戸事件と異なる点は、大阪においては、公立学校に入つてゐる朝鮮人学校に対し立退きのための仮執行をしなかつた点である。学校閉鎖につき朝鮮人側は民族の特殊性を蹂躪し、自由性を破壊するものであるとの立場から、三、一記念日には絶対反対の決議を行い、三月五日朝鮮人教育会結成大会においても同様の決議を行つた。爾後各集會会合に反対の態度を確認して來た。

府教育部では既定方針を堅持し、三月二十五日附を以つて公立学校使用中の十七校と、設備の劣悪な二校に対し、立退き及び閉鎖勧告をしたところ、明渡したものの七校、閉鎖命令に應じたものの三校、他は全然應ぜず、軍政部からの嚴命もあり、四月十二日朝鮮師範学校ほか八校に対し学校教育法に基づき、四月十五日限り閉鎖すべき命令を出した。

朝鮮、民青教育会をもつて組織された朝鮮人教育問題共同闘争委員会代表は、四月十五日市並びに府当局に対して決議文を手交し、命令の撤回を要求し、承認しない場合は山口縣のごとき事態が発生することを警告した。

警察はいたずらに教育行政に介入することを避けていたが、四月十五日以後は、閉鎖断行に伴う不法行為の発生に備えて、万全を期してゐた。

二、四月二十三日事件

1 事前措置

二十三日行われるデモに關し、二十二日闘争委員長代理朝連外務部長玄尚好ほか二名を招致して、(イ)各デモ毎に責任者を定め、これに白地の胸章をつけさす(ロ)知事に面会する者は代表者五名とすることを指示した。

2 大会前に得た情報
(イ) 大会参加者は要求貫徹までへたりこみを行う
(ロ) 代表者は知事室でへたりこみを行う

(ハ) デモ大会代表者には朝連、民青の責任者を充てず、これらは陰にあつて指揮する

3 大会の状況
(イ) 生野支部五千名 日本共産党大阪市委員柳田春夫が挨拶し煽動デモに移る
(ロ) 布施支部千名 日共員が多数参加
(ハ) 城東支部千名

4 大手前公園の状況
午後二時三十分 全部集結約七千名 日共員(普通)約二十名、共産党の胸章をまきアジ演説を行う

5 交渉経過
大会に先立ち十二時半より知事室において
府側 副知事 大塚 維精
学務課長 浜田 成政

朝鮮人側
民青生野支部長 吳 錫斗
外十五名

交渉が行われた朝鮮人側は、教育の民族性、自主性を主張し、命令の撤回を求め、その頃より、代表と称し、多数のものが知事室に入り込み

喧騒に亘つたので、再び代表者を制限して三十五名とし交渉したが、主張は両者一致せず、そのうち、群集はスクラムを組んで廳内に侵入し、全通、民青の指揮のもとに三階以下全廊下を占拠し、全通その他のものは知事室のドアを破つて中に入らんとしたが、辛うじて食い止めた。

室内の交渉も何分進捗せず、副知事は午後四時三十分特別出入口から退出した。その後、群集は知事室になだれ込み、副知事がいないので、備品を破壊し、暴行を働いたが、身辺の危険を感じて退去するものもあつた。

警察側は交渉決裂し、副知事も退去したので、廳内のものを追い出すために実力行使することになり、まず、退去命令を出した。應じないものは檢束したが、代表玄尚好も自発的に群集を退去せしめたので大衝突もなく午後七時十分頃全員退去した。

6 檢査状況
國警本部では、市警の動員とともに警察学校生徒約千五百名を應援に出したため、警察力は著しく増強された。

同日檢査されたもの、首謀者百七十九名(中日本人共産黨員五名) 負傷者
警察側 清水警視外三十一名
朝鮮人側 重傷者二十名、輕傷者百五十名

三、四月二十六日事件
1 二十四、五日と檢束者の奪還、面会、陳情等警察署を中心として繰返されたが、投石、負傷等の外、大なる騒擾はなかつた。共産党は

これを契機として、さらに大規模な暴動を展開しようとし、朝連では、一部に共産党との提携が運動を失敗せしめたとの反省も行われた。

2 二十六日午前九時頃より強制的狩出しを行い、午後二時半頃大手前公園に約一万三千名が集合して大会に入り、日本共産党川上貫一、産別會議副議長津野岩介、その他の激勵があつた。

3 知事との会見
午後一時より知事室において、知事赤間文三、教育部長同席 朝鮮人側 朝連外務部長 玄尚好 外四名

その間に会見が行われ閉鎖命令の撤回を要求したが、知事は取消不可能の旨を答へ、三時四十分知事は会見打ち切りを主張したが、朝鮮人側は應ぜず、押問答の中に大阪軍政部のクレーク大佐が來訪し、別室において知事に「第一軍團スウィング少將の命により本會談を打切るべし」の命令を伝え、同席の大阪市警察局長に「大手前公園の朝鮮人を即時退散せよ」と命じた。知事は、この旨交渉員に伝え、交渉を打ち切つた。鈴木市警察局長は、代表者に対し、「直ちに知事の言葉を大手前公園の参會者に伝え、五分間以内に解散せしめよ、万一應じない場合は、警察は直接強制の処置をとるから、予め了知されたい、なおこの責任は朝鮮人側にあることを附け加える」と申渡した。代表者は公園に赴き、この旨を伝え、警察局長は、放送自動車より、解散命令を達示した。

代表者は「今後強力に闘争するから本日は引上げてもらいたい」と叫んだので、群集は徐々に解散し始めた。しかるに強硬派は、放送トラックを占拠しようとして投石し、両者の間に亂闘が起つた。

警察側は予め用意した消防ポンプをもつて群集を退散せしめたが、抵抗するものがあり、投石抵抗、拳銃の発射等で負傷者が出た。

負傷者
警察側 二十一名 重傷一名
朝鮮人側 重傷二名 輕傷不明
四、大阪市警察側の警察制度改善の希望

1 自治体警察相互間及び日本地方警察への援助
事態を未然に防止する見地から、一定の警察官を予め確保することとが望ましく、自治体警察相互間あるいは自治体警察が國家地方警察へ應援する等、適宜に相互援助をなし得るよう改正が必要である。

2 警察官の教養
警察大学校、管區警察学校、國家地方警察学校等、警察官の教養施設は法律で規定されてゐて、要求があつたときにはのみ自治体警察の新任現任の警察職員に訓練をすることになつてゐるが、都市の特殊事情に基づき自治体独自の警察官の教養機関を持ち得るようになしたい。

3 警察官の武裝強化
日本警察官はその任務遂行に際して、至警察官が拳銃携帯することを許されてゐる(連合軍最高司令部警備)が大阪市の於てはその保有数がきわめて貧弱であつて、治

安維持に万全を期することができない。全警察官につき銃銃携帯が出来るよう考慮を得たい。

第三、神戸事件と大阪事件の比較

一、情報蒐集について
神戸は二十六日の三万人デモの噂に氣を取られていて、二十三日に裏をかかれた恰好である。尼崎から朝鮮人青年が神戸に向つたことも何ら情報を得られず、大事に至つた。

大阪では、両事件とも事前に情報を入手し、万全の対策を立てていた。

二、警察首脳部の手腕判断

神戸では、國警(中途退出)市警とも首脳者が知事室に監禁され、指揮連絡がつかなくなつた。

大阪では、國警市警の連絡がうまくとれ、市警察局長は事態の判断が正しく勇猛果斷であつた。

消防ポンプの利用も機宜に適し、今後は、群集集團に対しては大いに利用するべきものである。

三、実力行使について

神戸では、ある程度警察官を動員したが、首脳部が知事室に監禁されており、実力行使が知事その他のものに危害を及ぼすことをおそれ、かつ古山市警察局長の連絡もあり、実力行使に至らなかつた。

大阪では、廳内の群集の退去にも、公園の群集解散にも実力行使をしたが、そのため警察、朝鮮人側共に相当の被害者を出した。

四、地理的相違について

神戸では知事室が建物三階の隅にあり、出入口は一つだけで、ち

ようど袋小路の奥になつていたため、救出ができなかつた。なお縣廳は市街地の中心にあり、群集を退散させるに困難があり、消防ポンプの利用もおそらく不可能に違いない。

大阪では、知事室は両出入口あり、副知事は会見の途中巧みに退出することができた。大手前公園は廣く、消防ポンプの利用もでき、有利である。

五、朝鮮人の勢力について

朝鮮人の絶対数は大阪の方が多いが、神戸は、有名なヤミ市の発祥の地であり、國際都市だけあつて朝鮮人の圧力は大阪に比較すると強く感じられていた。

昭和二十三年七月二十七日印刷

昭和二十三年七月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局